

上井草スポーツセンター教室参加者の災害補償規程

第1条 (本規程の目的) この規程は、上井草スポーツセンター(以下「主催者」という。)が主催する教室他(以下「行事」という。)の参加者(以下「本人」という。)が、その行事に参加中に被った傷害または疾病(以下「傷病」という。)に対して、主催者が給付する災害死亡補償、後遺障害補償および療養補償について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (適用範囲) 本規程は、主催者の作成、保管する名簿に記載された行事の参加者に適用する。

第3条 (用語の定義) 本規程において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従うものとする。

- (1)「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。)を含む。
- (2)「疾病」とは、急性虚血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患、くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患、気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、日射病および熱射病等の熱中症、低体温症、脱水症をいう。
- (3)「行事に参加中」とは、本人が行事に参加するために主催者の指定する場所に集合したときから、主催者の管理下を離れたときまでをいう。ただし、行事開催日前に主催者に行事参加の申込みを行い、主催者保管の名簿に記載された者に限り、行事に参加するための往復途上についても「行事に参加中」とみなす。
- (4)「行事に参加するための往復途上」とは、被補償者が行事に参加する意思をもって、住居(行事参加のために宿泊したときは、その宿泊先を住居とみなす。)を出発してから住居に到着するまでをいう。ただし、往復に要する通常の経路を逸脱または中断した場合には、当該逸脱または中断したとき以降は、「行事に参加中」とみなしません。

第4条 (災害死亡補償—弔慰金)

主催者は、本人が第1条の傷病を被り、その傷病により、傷病を被った日(傷害については事故日、疾病については医師(本人が医師のときは、本人以外の医師をいう。以下同様とする。)の診断による発病の日をいう。以下「傷病発生日」という。)からその日を含めて180日以内に死亡したときは、次のとおり弔慰金として本人の法定相続人に給付する。

弔慰金	傷害 500 万円	特定疾病 50 万円
-----	-----------	------------

第5条 (後遺障害補償—障害一時金)

主催者は、本人が第1条の傷病を被り、その傷病により、傷病を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害を残したときは、障害一時金として次のとおり本人に給付する。

障害等級	1級から 3級まで	4級から 6級まで	7級から 9級まで	10級から 12級まで	13級から 14級まで	障害手当金
傷 害	500 万円	500 万円	175 万円	50 万円	20 万円	
特定疾病	50 万円	50 万円	35 万円	17.5 万円	2 万円	5 万円

第6条 (障害等級の認定)

前条の場合において、後遺障害の原因が傷害のときは、障害等級は労働者災害補償保険法施行規則別表1「障害等級表」の基準に従い認定する。この場合、傷病発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、傷病発生日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき認定する。

第7条 (後遺障害と災害死亡の関係)

主催者が障害一時金を給付した後、本人が後遺障害の原因となった傷病の結果として傷病発生日からその日を含めて181日以内に死亡したときは、弔慰金の額から既に給付した障害一時金の額を控除した残額を給付する。

第8条 (弔慰金等の給付による損害賠償の減免)

主催者が弔慰金または障害一時金を給付したときは、主催者は、給付した金額を限度として、本人が主催者に対して有する損害賠償の責を免れる。

第9条 (療養補償—入院見舞金)

主催者は、本人が第1条の傷病を被り、その治療のために入院したときは、入院日数1日につき次の金額を入院見舞金として本人に給付する。ただし、入院見舞金の給付日数は、180日を限度とし、かつ、傷病発生日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院見舞金を給付しない。

入院1日につき	傷害 3,000円	特定疾病 300円
---------	-----------	-----------

第10条 (療養補償—手術給付金)

前条の場合において、傷病発生日からその日を含めて180日以内に、本人が治療を直接の目的として別表に掲げる手術を受けたときは、入院見舞金の日額に手術の種類に応じて別表に掲げる倍率(2以上の手術を受けた場合は、

そのうち最も高い倍率)を乗じた額を、1回に限り手術給付金として本人に給付する。

第11条 (療養補償—通院見舞金)

主催者は、本人が第1条の傷病を被り、その治療のために通院したときは、通院日数1日につき次の金額を通院見舞金として本人に給付する。ただし、通院見舞金の給付日数は、90日を限度とし、かつ、傷病発生日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院見舞金を給付しない。

通院1日につき	傷害2,000円	特定疾病 200円
---------	----------	-----------

第12条 (補償を行わない場合)

主催者は、次の各号の傷病に対しては、補償を給付しない。

- (1)本人またはその法定相続人の故意または重大な過失による傷病。ただし、補償を給付しないのは本人の被った傷病に限る。
- (2)本人の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による傷病。ただし、補償を給付しないのは本人の被った傷病に限る。
- (3)本人の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤またはシンナー等の使用による傷病
- (4)本人が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故による傷病
- (5)他覚症状のない本人の感染症
- (6)頸部症候群(むちうち症)または腰痛で自覚症状がわからないもの
- (7)本人の妊娠、出産または早産
- (8)本規程発効日の直前12ヶ月以内に、医師の治療を受けまたは治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と因果関係のある疾病。ただし、本規程発効日から24ヶ月を経過したとき以降に発生した疾病については、この限りでない。なお、本規程発効日において第2条の適用範囲に該当しない者については、「本規程発効日」を「本規程の適用範囲に該当した日」と読み替えて適用する。
- (9)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。)による傷病
- (10)核燃料物質(使用済燃料を含む。以下この号において同様とする。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故による傷病
- (11)前2号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故による傷病
- (12)第10号以外の放射線照射または放射能汚染による傷病

第13条 (請求手続き)

本人またはその法定相続人が、本規程に基づく補償の給付を請求する場合には、次の各号の書類を事務局に提出しなければならない。

- (1)傷害のとき事故状況報告書、疾病のとき罹患状況報告書
- (2)医師の診断書(死亡の場合は死亡診断書または死体検案書)

第14条 (運営)

本災害補償規程は、上井草スポーツセンターを事務局として運営する。

第15条 (発効日)

本規程は、2023年4月1日から効力を有し、2024年4月1日から開催する上井草スポーツセンター教室に適用する。